# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月28日

【発行者名】 アライアンス・バーンスタイン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 誠一郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

【事務連絡者氏名】 岡本 江里子

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

【電話番号】 03-5962-9165

【届出の対象とした募集(売出)内国投 アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース(為替ヘッジあ

資信託受益証券に係るファンドの名

1))

称】 アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 B コース ( 為替ヘッジな

【届出の対象とした募集(売出)内国投 各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【証券情報】

# (1)【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり) アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)

以下、両ファンドを総称して「当ファンド」または「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信」という場合があります。また、「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)」を「Aコース」、「Aコース(為替ヘッジあり)」または「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース」といい、「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)」を「Bコース」、「Bコース(為替ヘッジなし)」または「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース」という場合があります。

# (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型、委託者指図型)の受益権です。

当初の信託元本は、1口当たり1円です。

当ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

# (3)【発行(売出)価額の総額】

A コース: 1兆円を上限とします。 B コース: 1兆円を上限とします。

# (4)【発行(売出)価格】

取得の申込みを受付けた日(以下、「取得申込受付日」といいます。)の翌営業日の基準価額<sup>\*</sup>とします。 \*基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」(アライアンスの欄)に、Aコースは「新興国A」、Bコースは「新興国B」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。 <照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号:03-3240-8660(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス:http://www.abglobal.co.jp

# (5)【申込手数料】

申込価額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額)と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(3.24%(税抜3.00%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。) 自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチング(乗換え)<sup>\*</sup>のお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

\* スイッチング (乗換え)とは、当ファンドのAコースおよびBコースのうち、いずれか一方のファンドを換金し、その換金代金をもって、その換金の申込みを受付けた日に他方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

Aコース、Bコースそれぞれに、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金が税引後無手数料で再投資される自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。なお、自動けいぞく投資コースをお申込みの受益者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款に基づく契約を結びます。コース名称や契約名は異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

取扱いファンド、収益分配金の受取方法およびスイッチングの取扱い等は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会 社にお問い合わせください。

# (6)【申込単位】

販売会社がそれぞれ定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。) 自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。 なお、スイッチングのお取扱いに関しても、販売会社にお問い合わせください。

# (7)【申込期間】

平成28年11月29日から平成29年11月27日までです。 なお、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

#### (8)【申込取扱場所】

申込取扱場所(販売会社)については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。

# (9)【払込期日】

取得申込者は、申込代金を取得申込みされた販売会社に支払うものとします。 払込期日は販売会社が独自に定めますので、販売会社にお問い合わせください。 (販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、アライアンス・バーン スタイン株式会社(委託会社)の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)の指定 する当ファンドの口座に払い込まれます。

# (10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

#### (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は以下のとおりです。 株式会社証券保管振替機構

# (12)【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替 機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記 載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

# 第二部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

# (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、マザーファンド  $^{*1}$  を通じて、主として新興国  $^{*2}$  の株式に分散投資し、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

- \*1 マザーファンドは、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンドです。
- \*2 新興国とは、一般に経済が成長段階あるいは発展途上にある国々のことをいいます。エマージング国、発展途上国等と称されることもあります。

マザーファンドでは、一部新興国で事業を行う先進国の株式に投資する場合があります。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、Aコース、Bコースそれぞれ金3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 ( 収益の源泉 )
単位型	国内	株 式
追加型	海外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・単位型・追加型の区分…追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資 信託をいいます。

・投資対象地域による区分…海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉 とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分...株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表

<b>高住区刀仪</b>				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
——般		(日本含む)		Aコース
大型株	年2回	日本	ファミリー	あり
中小型株		北米	ファンド	(フルヘッジ)
債券	年4回	区欠州		
一般		アジア		Bコース
公債	年6回(隔月)	オセアニア	ファンド・	なし
社債		中南米	オブ・	
その他債券	年12回(毎月)	アフリカ	ファンズ	
クレジット属性 ( )		中近東(中東)		
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(株式))	その他()			
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・投資対象資産による属性区分…その他資産(投資信託証券(株式))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産(収益の源泉)は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(株式))」に分類されます。

・決算頻度による属性区分...年1回

日論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分…エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態による属性区分...ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

・為替ヘッジによる属性区分...

A コース: 為替ヘッジあり(フルヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、全ての資産に為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものを いいます。

Bコース: 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

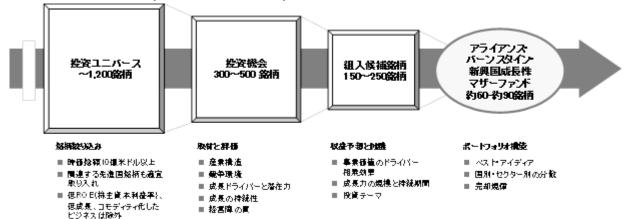
当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

ファンドの特色

- a.マザーファンドを通じて、主として新興国の株式に分散投資します。
- b.アナリストの徹底した調査に基づきポートフォリオを構築します。

性や競争力、コーポレート・ガバナンス等を精査します。

<運用のプロセス>(平成28年6月末現在)



エマージング・マーケット・グロース株式運用専属のアナリストを中心に、アライアンス・バーンスタイン(以下、「AB」)\*のグロース株式のアナリストが徹底した現地調査を行い、企業の成長

\* アライアンス・バーンスタインおよび A B には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

アナリストは、長期的視点に立って企業の業績予想を行います。企業分析にあたっては、コーポレート・ガバナンス、カントリー・ガバナンスの要素を考慮します。

経験豊富な運用チームが、アナリストのベスト・アイディアを基に、リサーチ・チームの見解、マクロ経済や政治情勢、ポートフォリオ全体のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

ポートフォリオ全体のリスク管理等は、上記の運用チームが中心となって行います。

上記の内容は、今後変更する場合があります。

c . 「Aコース(為替ヘッジあり)」と「Bコース(為替ヘッジなし)」の2本のファンドがあります。

A コース(為替ヘッジあり)

実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

Bコース(為替ヘッジなし)

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジは、主として米ドルで行うため、米ドルとその他通貨間の為替変動の影響を受ける場合があります。

A コース(為替ヘッジあり)とBコース(為替ヘッジなし)の間でスイッチングが可能です。

販売会社によって、取扱いのファンドおよびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

d . マザーファンドおよび A コース (為替ヘッジあり) の運用の一部は、 A B のグル - プ会社に委託します。

#### 運用指図に関する権限委託:

マザーファンドの株式等の運用およびAコース(為替ヘッジあり)の為替ヘッジ 国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

# 委託先(投資顧問会社):

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とする ABは、総額約4,895億米ドル(平成28年

6月末現在、約50.2兆円<sup>\*</sup>)の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界22ヵ国48都市(平成28年6月末現在)に拠点を有しています。

\*米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=102.590円(平成28年6月30日のWMロイター)を用いております。

e MSCIエマージング・マーケット・インデックス\*をベンチマークとします。

A コース(為替ヘッジあり)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジベース)

Bコース(為替ヘッジなし)

 $MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)<math>^*$ 

\* MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が世界のエマージング諸国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース)をもとに、為替ヘッジにかかる費用相当分を考慮して委託会社が円ヘッジベースに換算したものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース)をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。

ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。 また、投資対象国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

f. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# (2)【ファンドの沿革】

平成17年7月15日 関東財務局長に有価証券届出書を提出。

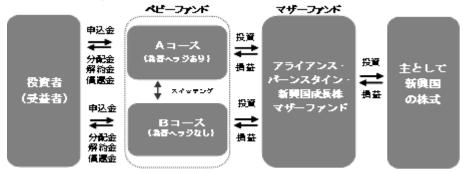
平成17年8月17日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

#### (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。 (ファンドの仕組み)



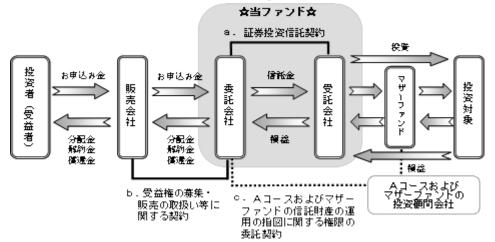
ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。

マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。

ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合もあります。

新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。

販売会社によって、取扱いのファンド、収益分配金の受取方法およびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。



#### <販売会社>

・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

#### <委託会社>

アライアンス・バーンスタイン株式会社

・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

# <受託会社>

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。
- < A コースおよびマザーファンドの投資顧問会社 >

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

・A コースおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図の一部 (除く国内余剰資金の運用の指図)を 行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

関係法人との契約等の概要

a . 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の 業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定 しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結してお り、販売会社が行う受益証券の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一 部解約の取扱い等を規定しています。

c . A コースおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において、Aコースおよびマザーファンドの「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a . 資本金の額

資本金の額は130百万円です。(平成28年9月末現在)

b . 委託会社の沿革

平成8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。

平成12年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

平成12年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク (現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク)東京支店から、営業を譲り受ける。

平成18年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

平成28年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

# c . 大株主の状況

(平成28年9月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アフイアンス・ハーンスタイン・    ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

# 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、マザーファンドを通じて、主として新興国の株式に分散投資し、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

#### 運用態度

- a . 主としてアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、新興国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。
- b. 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- c. Aコース(為替ヘッジあり)の実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ること基本とします。

Bコース ( 為替ヘッジなし ) の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

d. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

主としてアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド受益証券に投資します。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a . 有価証券
- b.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。)に係る権利
- c . 金銭債権
- d.約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

a . 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンドの受益証券に投資するほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c . 地方債証券
- d . 特別の法律により法人の発行する債券
- e.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

- f.特定目的会社に係る特定社債券
- g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- h.協同組織金融機関に係る優先出資証券
- i . 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
- i . コマーシャル・ペーパー
- k . 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 株予約権証券
- 1.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m.投資信託または外国投資信託の受益証券
- n.投資証券、投資法人債券または外国投資証券
- o . 外国貸付債権信託受益証券
- p. オプションを表示する証券または証書
- q . 預託証書
- r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s . 指定金銭信託の受益証券
- t.抵当証券
- u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- v . 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお a . の証券または証書、1 . ならびに q . の証券または証書のうち a . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b . から f . までの証券および 1 . ならびに q . の証券または証書のうち b . から f . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m . の証券および n . の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

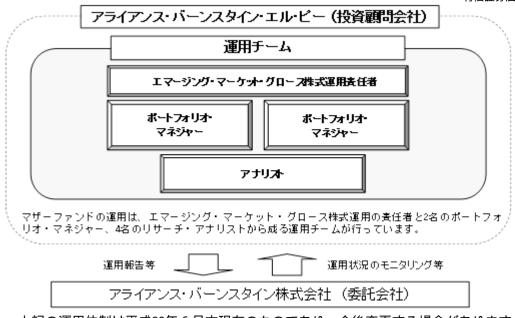
金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 のa.からd.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### (3)【運用体制】

委託会社はマザーファンドおよびAコースの信託財産の運用の指図に関する権限の一部(国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。)を以下の者に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド



上記の運用体制は平成28年6月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

# (4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として、毎年8月28日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a.分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- b.分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」 に基づいて運用を行います。

# (収益分配金に関する留意事項)

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われる と、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することに なります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではあり ません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

#### 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a.配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用、 信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を 売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるた め、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

# 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いします。

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

## (5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- a . 株式への投資割合
  - 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- b.投資する株式等の範囲
  - (イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所 (金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号 口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品 取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを 「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証 券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株 主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、 この限りでありません。
  - (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資 することを指図することができるものとします。
- c . 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ。)

d . 投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

e . 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- f. 同一銘柄への投資割合
  - (イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
  - (ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
  - (八) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約 権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商 法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予

約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに 転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取 得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

### g. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)
  - ( ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価 証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額とします。)に信託財産が限月までに 受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償 還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および 償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲 a . から d . 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における 通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次 の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - ( ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と 合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  - ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と 合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
  - ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (八) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における 金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取 引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - ( ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲a.からd.」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - ( ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲 a.からd.」に掲げる金融商品で運用している額(以下、「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  - ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- h.スワップ取引の運用指図・目的・範囲
  - (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび 為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元 本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図を することができます。
  - (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超 えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この 限りではありません。
  - (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
  - (二) 上記(八)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
  - (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
  - (へ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- i . 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲
  - (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび 為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることがで きます。
  - (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
  - (八) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
  - (二) 上記(八)においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - (ホ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」とい

います。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外 貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産 の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する 為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- (へ) 上記(ホ)においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ト) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (チ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と 認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- j. デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令により禁止または制限される取引等

a. 同一法人の発行する株式の取得制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型 投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の 50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b.投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限(金融商品取引業等に関する内閣府令) 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係 る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方 法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取 引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引お よび選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできませ

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a . 信用取引の指図・目的・範囲

 $h_{\circ}$ 

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を することができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うこ との指図をすることができるものとします。
- (ロ)上記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - ( ) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - ()株式分割により取得する株券
  - ( ) 有償増資により取得する株券
  - ( ) 売出しにより取得する株券
  - ( ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予 約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - ( ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- b . 外国為替予約の指図

委託会社は、外貨建資産の為替ヘッジのため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ただし、Bコース(為替ヘッジなし)では、原則として為替ヘッジは行いません。

#### c . 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けの指図をすることができます。
  - ( ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価金額の合計額が、信託財産で保有する株式の時価金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - ( ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものと します。
- d . 有価証券の売却および再投資の指図
  - (イ) 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならび に信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
  - (ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、 株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

#### e. 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (八) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

# (参考)アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンドの投資方針等

#### 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

#### 運用方法

a . 投資対象

主として新興国の株式に投資します。

- b.運用態度
  - (イ) 主として新興国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。
  - (ロ) エマージング市場担当アナリストの徹底した個別企業分析に基づき成長性が高いと判断される銘柄 を選択します。
  - (ハ) 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
  - (二) 外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。
  - (ホ) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### c . 投資制限

- (イ) 株式への投資には、制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- (八) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (二) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (へ) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の ・ 純資産総額の10%以内とします。
- (ト) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

#### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド受益 証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当 ファンドに組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額 は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当 ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

#### 基準価額の変動要因

### 株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンド および当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

#### A コース ( 為替ヘッジあり )

実質外貨建資産について外国為替予約取引、通貨先物取引、通貨オプション取引等を用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の国の金利が日本の金利に比べ高い場合には、金利差相当分のヘッジ・コストがかかり、収益力が低下することも考えられます。

為替ヘッジは主として米ドルで行いますが、ファンドの純資産残高、通貨別構成比、市場環境等を勘案し、米ドル以外の当該エマージング国の通貨で為替ヘッジを行うこともあります。なお、外国為替予約取引等のできない国の通貨については、原則として米ドルで為替ヘッジを行います。米ドル以外の通貨の実質外貨建資産の為替ヘッジを米ドルで行う場合、米ドルと当該通貨の間の為替変動が基準価額に影響を及ぼします。

# Bコース(為替ヘッジなし)

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準価額が影響を受けます。

#### 信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、 損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング諸国市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、 法制度(金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等)やインフラストラクチャーが 未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報 の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあり

ます。このように、エマージング諸国市場は先進諸国の金融・証券市場に比べカントリー・リスクが高くなります。

#### 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。エマージング諸国(新興諸国)市場の株式は、一般に先進諸国の株式に比べ流動性リスクが高くなります。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### インデックスの下落に伴うリスク

Aコース(為替ヘッジあり)はMSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジベース)、Bコース(為替ヘッジなし)はMSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

# 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用ができない場合があります。

マザーファンドは主としてエマージング諸国市場に投資を行いますが、国によっては投資口座の開設手続き等に時間を要し、予定した時期に金融商品等の組入れを開始することができない場合があります。 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

#### (2) 投資リスクの管理体制

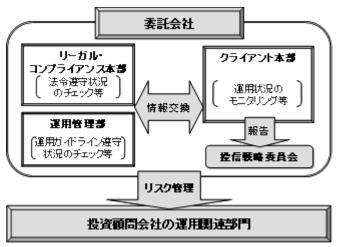
#### 投資顧問会社におけるリスク管理

運用チームが常時、ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。また、リーガル・コンプライアンス部、チーフ・オペレーティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサーらがその委員となるリスク管理委員会を設置し、運用チームとは独立したリスク管理を行っています。

#### 委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク(市場リスク、信用リスク、為替リスク等)があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に 報告され、運用状況の検証が行われます。



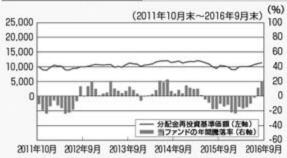
上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

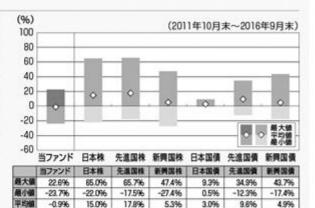
# <参考情報>

# 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

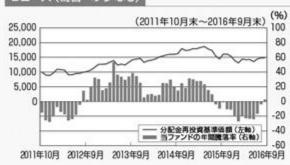
# 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較







#### Bコース(為替ヘッジなし)





最大值 53.5% 65.096 65.7% 47.4% 9.396 34.996 43.7% -22.096 -17.5% -12.396-27.6% -27.496 0.5% -17.4965.3% 15.096 17.8% 6.996 3.096 9.6% 4.996

- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算した価額ですので、実際の基準価額とは異なる 場合があります。 上記グラフは、2011年10月末を10,000として、指数化しています。
- ※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき 計算した騰落率ですので、実際の基準価額に基づき計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※上記グラフは、当ファントおよび他の代表的な資産クラスについて、 2011年10月~2016年9月の5年間の各月末における1年間の 騰落率の最大・最小・平均を表示し、定量的に比較できるように 作成したものです。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資 対象とは限りません。
- ※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算 した騰落率ですので、実際の基準価額に基づき計算した年間 騰落率とは異なる場合があります。

#### 各資産クラスの指数

日 本 株·····TOPIX (東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債·····NOMURA-BPI国債

先進国債……シティ世界国債インデックス (除く日本、円ペース)

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。■MSCIKOKUSAIインデックス(配当込み、円ペース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■MSCIKOKUSAIインデックス(配当込み、円ペース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権をの他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。■NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、癌標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。■シティ世界国債インデックス(除く日本、円ペース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。■JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP、Morgan Securities LLCは帰属します。

# 4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額)と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(3.24%(税抜3.00%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチング (乗換え)のお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

< 照会先 > アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号:03-3240-8660(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス:http://www.abglobal.co.jp

# (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年率1.8144%(税抜1.68%)。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分(税抜)および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.9%	委託した資金の運用、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.7%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.08%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

Aコースおよびマザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(ただし、計算期間の最初の6ヵ月終了日に該当する日が休業日のときはその翌営業日とします。以下同じ。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

### (4)【その他の手数料等】

その他の費用

- a.信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信 託財産中から支払われます。
- b.ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
- c.信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに 資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおいても、上記「 その他の費用」のうちa.およびb.に記載されている費用を負担します。

その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

- a . 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- b.有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- c . 目論見書作成、印刷および交付に係る費用
- d. 運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- e . 受益権の管理事務に係る費用

- f . 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督 官庁への届出等に係る費用
- g.この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- h.信託財産の監査に係る費用
  - . この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記 の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

上記 および のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。
- ・法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・交付および届出に係る費用です。
- ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料 に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど 当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c.同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d.元本払戻金(特別分配金)が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金(特別分配金)となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a. 個人の受益者に対する課税
  - (イ) 収益分配金(普通分配金)ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率 \*で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率 により申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収選択口座)の場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率 で源泉徴収され、申告は不要となります。\*平成49年12月31日まで適用される税率です。平成50年1月1日以降は20%(所得税15%および住民税5%)の税率となります。

#### (ロ) 損益通算について

確定申告により、普通分配金(申告分離課税を選択したものに限ります。)ならびに一部解約時および償還時の譲渡損(または譲渡益)は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益(または譲渡損)ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益(または譲渡損)と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

(八) 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金(普通分配金)ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率 で源泉徴収されます。住民税は課せられません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

\* 平成49年12月31日まで適用される税率です。平成50年1月1日以降は15%(所得税のみ)の税率となります。

上記は平成28年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

# 5【運用状況】

【アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)】

# (1)【投資状況】

2016年 9月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	612,124,418	99.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,290,456	0.53
合計(純資産総額)		615,414,874	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2016年 9月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		アライアンス・バーンスタイン・ 新興国成長株マザーファンド	335,760,199	1.7880	600,339,236	1.8231	612,124,418	99.46

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# 種類別及び業種別の投資比率

2016年 9月30日現在

種類	国内 / 外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	99.46
合計		99.46

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

2016年 9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別		純資産総額	(百万円)	1万口当たり純	資産額(円)
#h	נימו	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2期計算期間末	(2007年 8月31日)	5,476	5,543	15,347	15,533
第3期計算期間末	(2008年 9月 1日)	3,209	3,209	13,596	13,596
第4期計算期間末	(2009年 8月31日)	2,380	2,380	11,367	11,367
第5期計算期間末	(2010年 8月31日)	2,194	2,231	12,847	13,067
第6期計算期間末	(2011年 8月31日)	1,116	1,141	12,851	13,131
第7期計算期間末	(2012年 8月31日)	969	969	11,970	11,970
第8期計算期間末	(2013年 9月 2日)	807	824	12,258	12,518
第9期計算期間末	(2014年 8月28日)	787	802	14,790	15,070
第10期計算期間末	(2015年 8月28日)	573	580	11,912	12,062
第11期計算期間末	(2016年 8月29日)	591	598	13,106	13,256
	2015年 9月末日	542		11,316	
	10月末日	582		12,502	
	11月末日	566		12,297	
	12月末日	532		11,955	
	2016年 1月末日	481		10,839	

2月末日	479	10,823	
3月末日	531	11,988	
4月末日	541	12,072	
5月末日	536	12,019	
6月末日	553	12,245	
7月末日	579	12,846	
8月末日	598	13,161	
9月末日	615	13,424	

- (注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。
- (注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。
- (注3)表中の分配落の数値は、外国税額控除後の場合があります。

# 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第2期計算期間	2006年 9月 1日~2007年 8月31日	200
第3期計算期間	2007年 9月 1日~2008年 9月 1日	0
第4期計算期間	2008年 9月 2日~2009年 8月31日	0
第5期計算期間	2009年 9月 1日~2010年 8月31日	220
第6期計算期間	2010年 9月 1日~2011年 8月31日	280
第7期計算期間	2011年 9月 1日~2012年 8月31日	0
第8期計算期間	2012年 9月 1日~2013年 9月 2日	260
第9期計算期間	2013年 9月 3日~2014年 8月28日	280
第10期計算期間	2014年 8月29日~2015年 8月28日	150
第11期計算期間	2015年 8月29日~2016年 8月29日	150

# 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第2期計算期間	2006年 9月 1日~2007年 8月31日	29.4
第3期計算期間	2007年 9月 1日~2008年 9月 1日	11.4
第4期計算期間	2008年 9月 2日~2009年 8月31日	16.4
第5期計算期間	2009年 9月 1日~2010年 8月31日	15.0
第6期計算期間	2010年 9月 1日~2011年 8月31日	2.2
第7期計算期間	2011年 9月 1日~2012年 8月31日	6.9
第8期計算期間	2012年 9月 1日~2013年 9月 2日	4.6
第9期計算期間	2013年 9月 3日~2014年 8月28日	22.9
第10期計算期間	2014年 8月29日~2015年 8月28日	18.4
第11期計算期間	2015年 8月29日~2016年 8月29日	11.3

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

# (4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第2期計算期間	2006年 9月 1日~2007年 8月31日	802,991,033	4,420,961,694	3,568,672,164
第3期計算期間	2007年 9月 1日~2008年 9月 1日	486,807,915	1,695,060,247	2,360,419,832
第4期計算期間	2008年 9月 2日~2009年 8月31日	169,260,530	435,278,424	2,094,401,938
第5期計算期間	2009年 9月 1日~2010年 8月31日	170,740,585	557,046,034	1,708,096,489
第6期計算期間	2010年 9月 1日~2011年 8月31日	95,334,086	934,256,814	869,173,761
第7期計算期間	2011年 9月 1日~2012年 8月31日	117,194,053	176,437,646	809,930,168
第8期計算期間	2012年 9月 1日~2013年 9月 2日	14,232,799	165,219,921	658,943,046
第9期計算期間	2013年 9月 3日~2014年 8月28日	45,561,079	171,926,176	532,577,949
第10期計算期間	2014年 8月29日~2015年 8月28日	44,464,712	95,627,738	481,414,923
第11期計算期間	2015年 8月29日~2016年 8月29日	35,971,199	66,169,425	451,216,697

<sup>(</sup>注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

# 【アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)】

# (1)【投資状況】

2016年 9月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,950,885,625	100.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,083,600	0.15
合計(純資産総額)	-	5,941,802,025	100.00

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2016年 9月30日現在

1	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		アライアンス・バーンスタイン・ 新興国成長株マザーファンド	3,264,157,548	1.7876	5,835,008,033	1.8231	5,950,885,625	100.15

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# 種類別及び業種別の投資比率

2016年 9月30日現在

種類	国内 / 外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.15
合計	-	100.15

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

2016年 9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

#	101	純資産総額	(百万円)	1万口当たり純資産額(円)		
—————————————————————————————————————	別	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第2期計算期間末	(2007年 8月31日)	57,147	58,084	17,187	17,469	
第3期計算期間末	(2008年 9月 1日)	34,834	34,834	14,606	14,606	
第4期計算期間末	(2009年 8月31日)	19,652	19,652	10,149	10,149	
第5期計算期間末	(2010年 8月31日)	15,939	16,242	10,493	10,693	
第6期計算期間末	(2011年 8月31日)	10,976	10,976	9,690	9,690	
第7期計算期間末	(2012年 8月31日)	8,940	8,940	9,253	9,253	
第8期計算期間末	(2013年 9月 2日)	8,417	8,581	11,830	12,060	
第9期計算期間末	(2014年 8月28日)	8,494	8,652	15,053	15,333	
第10期計算期間末	(2015年 8月28日)	6,899	7,017	14,056	14,296	
第11期計算期間末	(2016年 8月29日)	5,849	5,902	13,207	13,327	
	2015年 9月末日	6,491		13,233		
	10月末日	7,128		14,734		
	11月末日	7,054		14,721		
12月末日		6,574		14,079		
	2016年 1月末日	5,889		12,749		
	2月末日	5,509		11,977	·	

3月末日	6,022	13,201	
4月末日	5,885	12,981	
5月末日	5,888	13,052	
6月末日	5,553	12,382	
7月末日	5,876	13,201	
8月末日	5,985	13,426	
9月末日	5,941	13,446	

- (注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。
- (注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。
- (注3)表中の分配落の数値は、外国税額控除後の場合があります。

# 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第2期計算期間	2006年 9月 1日~2007年 8月31日	300
第3期計算期間	2007年 9月 1日~2008年 9月 1日	0
第4期計算期間	2008年 9月 2日~2009年 8月31日	0
第5期計算期間	2009年 9月 1日~2010年 8月31日	200
第6期計算期間	2010年 9月 1日~2011年 8月31日	0
第7期計算期間	2011年 9月 1日~2012年 8月31日	0
第8期計算期間	2012年 9月 1日~2013年 9月 2日	230
第9期計算期間	2013年 9月 3日~2014年 8月28日	280
第10期計算期間	2014年 8月29日~2015年 8月28日	240
第11期計算期間	2015年 8月29日~2016年 8月29日	120

# 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第2期計算期間	2006年 9月 1日~2007年 8月31日	33.4
第3期計算期間	2007年 9月 1日~2008年 9月 1日	15.0
第4期計算期間	2008年 9月 2日~2009年 8月31日	30.5
第5期計算期間	2009年 9月 1日~2010年 8月31日	5.4
第6期計算期間	2010年 9月 1日~2011年 8月31日	7.7
第7期計算期間	2011年 9月 1日~2012年 8月31日	4.5
第8期計算期間	2012年 9月 1日~2013年 9月 2日	30.3
第9期計算期間	2013年 9月 3日~2014年 8月28日	29.6
第10期計算期間	2014年 8月29日~2015年 8月28日	5.0
第11期計算期間	2015年 8月29日~2016年 8月29日	5.2

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

# (4) 【設定及び解約の実績】

٠,		大概 2			
	期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
	第2期計算期間	2006年 9月 1日~2007年 8月31日	7,697,540,523	38,106,142,151	33,249,252,553
	第3期計算期間	2007年 9月 1日~2008年 9月 1日	5,438,041,591	14,838,165,183	23,849,128,961
	第4期計算期間	2008年 9月 2日~2009年 8月31日	966,000,807	5,450,775,753	19,364,354,015
	第5期計算期間	2009年 9月 1日~2010年 8月31日	571,879,193	4,746,403,266	15,189,829,942
	第6期計算期間	2010年 9月 1日~2011年 8月31日	433,010,300	4,295,958,615	11,326,881,627
	第7期計算期間	2011年 9月 1日~2012年 8月31日	183,256,791	1,847,668,097	9,662,470,321
	第8期計算期間	2012年 9月 1日~2013年 9月 2日	84,044,503	2,630,949,709	7,115,565,115
		2013年 9月 3日~2014年 8月28日	430,941,593	1,903,258,525	5,643,248,183
		2014年 8月29日~2015年 8月28日	531,139,828	1,265,613,975	4,908,774,036
	第11期計算期間	2015年 8月29日~2016年 8月29日	169,692,578	649,023,210	4,429,443,404

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

# (参考)アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド

# (1) 投資状況

2016年 9月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	99,842,389	1.26
	ブラジル	245,928,154	3.10
	チリ	46,451,622	0.58
	コロンビア	135,730,971	1.71
	オランダ	146,975,898	1.85
	スペイン	17,130,668	0.21
	トルコ	19,165,703	0.24
	ポーランド	18,624,525	0.23
	ロシア	378,373,616	4.77
	ケイマン	1,119,201,891	14.13
	バミューダ	172,625,127	2.18
	香港	372,393,451	4.70
	シンガポール	121,167,179	1.53
	タイ	196,173,721	2.47
	フィリピン	311,177,974	3.93
	インドネシア	322,175,880	4.06
	韓国	1,114,272,284	14.07
	台湾	521,486,391	6.58
	中国	429,869,728	5.42
	インド	1,345,686,361	16.99
	南アフリカ	311,746,759	3.93
	英ヴァージン諸島	157,906,828	1.99
	アラブ首長国連邦	117,754,947	1.48
	小計	7,721,862,067	97.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		194,822,093	2.46
合計(純資産総額)		7,916,684,160	100.00

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

2016年 9月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	800,821	569.78	456,297,480	597.30	478,338,391	6.04
2	ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-ADR	ソフトウェア・サービス	43,566	9,612.46	418,776,746	10,673.21	464,989,328	5.87
3	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェ アおよび機器	2,636	147,820.39	389,654,574	146,720.00	386,753,920	4.88
4	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア	17,834	17,281.88	308,205,048	17,480.47	311,746,759	3.93
5	ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	96,300	2,613.21	251,652,701	2,837.50	273,251,635	3.45
6	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	112,795	2,076.85	234,258,522	2,130.12	240,267,788	3.03
7	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	2,817,000	75.36	212,313,887	76.80	216,361,375	2.73
8	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	311,200	631.13	196,409,523	685.25	213,250,422	2.69
9	インド	株式	SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	医薬品・バイオテクノロ ジー・ライフサイエンス	167,629	1,147.97	192,434,739	1,118.49	187,491,695	2.36
10	韓国	株式	NAVER CORPORATION	ソフトウェア・サービス	2,250	73,818.50	166,091,625	82,530.00	185,692,500	2.34

# アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	有価証券届出書(内国投資信託受										
11	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	78,660	2,325.60	182,931,696	2,234.40	175,757,9	004	2.22
12	バミューダ	株式	CREDICORP LTD	銀行	11,310	15,875.83	179,555,750	15,263.05	172,625,1	27	2.18
13	中国	株式	IND & COMM BANK OF CHINA-H	銀行	2,649,000	64.37	170,519,904	65.06	172,369,3	370	2.17
14	インドネシア	株式	BANK MANDIRI PERSERO TBK	銀行	1,889,500	88.92	168,014,340	89.11	168,382,7	93	2.12
15	韓国	株式	AMOREPACIFIC CORP	家庭用品・パーソナル用品	4,550	34,937.70	158,966,535	35,763.00	162,721,6	50	2.05
16	香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	1,253,000	125.44	157,182,334	127.00	159,143,0	29	2.01
17	英ヴァージン 諸島	株式	LENTA LTD-REG S	食品・生活必需品小売り	188,142	801.88	150,867,608	839.29	157,906,8	328	1.99
18	オランダ	株式	X5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	食品・生活必需品小売り	50,120	2,694.84	135,065,782	2,932.48	146,975,8	98	1.85
19	インド	株式	HCL TECHNOLOGIES LTD	ソフトウェア・サービス	118,270	1,183.70	139,996,199	1,202.39	142,207,3	75	1.79
20	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェ アおよび機器	1,160	121,410.80	140,836,528	118,476.40	137,432,6	524	1.73
21	フィリピン	株式	AYALA LAND INC	不動産	1,633,700	80.88	132,138,557	83.18	135,894,4	33	1.71
22	コロンビア	株式	BANCO DAVIVIENDA SA Pfd	銀行	133,281	1,003.02	133,684,308	1,018.38	135,730,9	71	1.71
23	インド	株式	IRB INFRASTRUCTURE DEVELOPER	資本財	361,160	354.23	127,935,874	372.47	134,523,4	32	1.69
24	インドネシア	株式	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	電気通信サービス	2,812,900	45.43	127,804,111	47.77	134,386,2	97	1.69
25	ロシア	株式	SBERBANK-SPONSORED ADR	銀行	134,719	943.24	127,073,340	965.69	130,097,5	599	1.64
26	ロシア	株式	NOVATEK OAO-SPONS GDR	エネルギー	11,420	11,244.54	128,412,692	11,173.75	127,604,3	39	1.61
27	韓国	株式	LG HOUSEHOLD HEALTH CARE	家庭用品・パーソナル用品	1,450	87,035.23	126,201,094	87,115.00	126,316,7	'50	1.59
28	ロシア	株式	LUKOIL PJSC-SPON ADR	エネルギー	24,479	4,737.15	115,960,934	4,929.59	120,671,6	78	1.52
29	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	675,200	181.14	122,310,792	178.23	120,345,9	60	1.52
30	アラブ首長国 連邦	株式	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	銀行	661,950	177.10	117,234,309	177.89	117,754,9	)47	1.48

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# 種類別及び業種別の投資比率

2016年 9月30日現在

 	 NV **	
 種類		一切多い女(か)
 大田 小日	l 羊神	1 投資比率(%)

アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			<u> </u>
株式	外国	銀行	21.57
		ソフトウェア・サービス	14.50
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.62
		半導体・半導体製造装置	6.32
		食品・生活必需品小売り	5.61
		エネルギー	5.14
		メディア	5.07
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.93
		家庭用品・パーソナル用品	4.32
		保険	4.32
		消費者サービス	3.39
		資本財	3.23
		不動産	3.15
		耐久消費財・アパレル	2.08
		食品・飲料・タバコ	2.03
		電気通信サービス	1.69
		素材	1.65
		小売	1.36
		商業・専門サービス	0.24
		各種金融	0.23
		小計	97.53
合計			97.53

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

# (参考情報)

基準日:2016年9月30日現在

比率 (%)

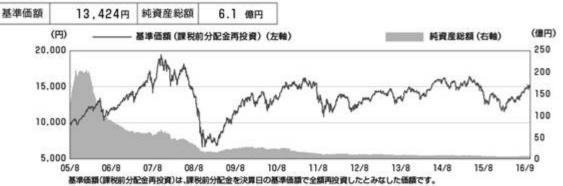
99.5

0.5 100.0

# ファンドの運用実績

# Aコース (為替ヘッジあり)

#### 基準価額・純資産の推移



基準価額は、連用管理費用(信託機制)接登級のものです。 税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

#### 分配の推移

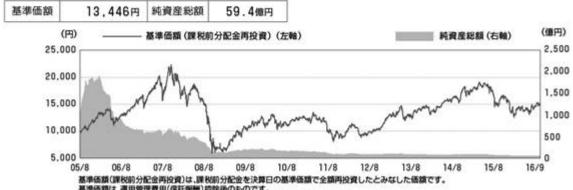
# 資産構成比率

決算期		分配金
第 7 期	2012年 8月	0円
第 8 期	2013年 9月	260円
第 9 期	2014年 8月	280円
第10期	2015年 8月	150円
第11期	2016年 8月	150円
7	設定来累計	1,540円

分配金は1万口当たり課税前 適用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

# Bコース (為替ヘッジなし)

#### 基準価額・純資産の推移



基準価額は、連用管理費用(信託機能)控除後のものです。 税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

## 分配の推移

# 資産構成比率

組入資産

現金等

合計

マザーファンド

決算期		分配金
第7期	2012年 8月	0円
第 8 期	2013年 9月	230円
第 9 期	2014年 8月	280円
第10期	2015年 8月	240円
第11期	2016年 8月	120円
	設定来累計	1,470円

組入資産	比率 (%)	
マザーファンド	100.2	
現金等	-0.2	
合計	100.0	

分配金は1万口当たり課税前

運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

<sup>※</sup> 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

<sup>※</sup> 当ファンドの適用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

基準日:2016年9月30日現在

# ファンドの運用実績

# 主要な資産の状況(マザーファンドベース)

※組入比率は、全て純資産総額に対する評価額の割合です(小数点第2位を四捨五入)。

(92 SEE 10 - C792 SE)

組入	L Ma	3 M 60	400
463 A	E-4\1:	111336	AUX)

	Name has a committee			(901990,079019
	銘柄名	セクター	<b>E</b>	組入比率(%)
1	サムスン電子	情報技術	韓国	6.6
2	台湾セミコンダクター	情報技術	台湾	6.0
3	アリババ・グループ・ホールディング	情報技術	中国	5.9
4	ナスパーズ	一般消費財・サービス	南アフリカ	3.9
5	テンセン・ホールディングス	情報技術	中国	3.5
6	HDFC	金融	インド	3.0
7	中国建设银行	金融	中国	2.7
8	AIAグループ	金融	香港	2.7
9	サン・ファーマシューティカル・インダストリーズ	ヘルスケア	インド	2.4
10	ネイバー	情報技術	韓田	2.3
-	leccionists at	組入上位1	0銘柄計	39.1

同一発行体で種類の異なる株式(実質的に株式に近い値動きをする株式関連金融商品を含む)の比率 は合算しています。ADR/GDRおよび株式関連金融商品の証券価格には、現地の株式の価格や為替 レートの変動が反映されます。

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘 を行うものではありません。

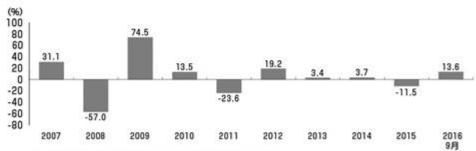
国別配分

国	組入比率(%)
中国	21.7
インド	17.0
韓国	14.1
ロシア	8.6
台湾	6.6
インドネシア	4.1
南アフリカ	3.9
フィリピン	3.9
香港	3.8
ブラジル	3.1
その他の国	10.7
現金その他	2.5
合計	100.0

国別配分は、発行体の国籍や事業基盤 等を考慮して区分しています。

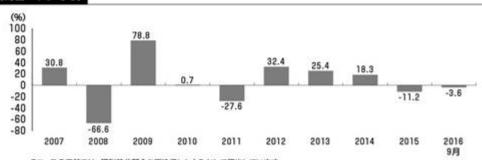
# 年間収益率の推移(暦年ベース)

# Aコース (為替ヘッジあり)



Aコースの収益率は、課税約分配金を再投資したとみなして算出しています。 2016年は9月末までの収益率を表示しています。

# Bコース (為替ヘッジなし)



Bコースの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。 2018年は9月末までの収益率を表示しています。

<sup>※</sup> 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

<sup>※</sup> 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

# 第2【管理及び運営】

# 1【申込(販売)手続等】

#### (1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得の申込みの受付けは行いません。

取得申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。(受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。)

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

#### (2) 取扱いコース

Aコース、Bコースそれぞれに、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」

収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社 にご確認のうえお申込みください。

# (3)申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチング (乗換え)により取得申込されるファンドの申込価額は、上記と同じです。ただし、スイッチングのお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

なお、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

# (4) 申込単位

販売会社がそれぞれ定めるものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

なお、スイッチングのお取扱いに関しても、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(3.24%(税抜3.00%)を 上限とします。)を乗じて得た額とします。

販売会社が定める申込手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引後、無手数料で再投資されます。

スイッチングのお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

#### (6)受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

#### (7) その他留意点

委託会社は、合理的な理由からファンドの効率的な運用が妨げられると判断した場合、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。)があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付けの中止または取消しを行う事情等によっては、収益分配金の再投資等に限り受付けることがあります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

< 照会先 > アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号:03-3240-8660(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス:http://www.abglobal.co.jp

# 2【換金(解約)手続等】

#### (1)換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付けを行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、換金の申込みの受付けは行いません。

換金申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。(受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。)

一部解約の実行の請求にて換金するときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求にて換金を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が 請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の 抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記 録が行われます。

# (2)換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングにより換金申込されるファンドの換金価額は、上記と同じです。ただし、スイッチングのお 取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

換金価額は、販売会社にお問い合わせください。

#### (3)換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

# (4)換金手数料

ありません。

#### (5)信託財産留保額

ありません。

#### (6)換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

#### (7)換金の制限について

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情 (当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。)があるときは、換 金の申込みの受付けを中止することができます。

換金申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記(2)の規定に準じて計算された価額とします。

信託財産の資産管理を円滑に行うため、1日1件当たり5億円を超える換金の申込みは行えません。この他に、1日1件当たり5億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額および受付時間に制限を設ける場合があります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

< 照会先 > アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号:03-3240-8660(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス:http://www.abglobal.co.jp

### 3【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」(アライアンスの欄)にAコースは「新興国A」、Bコースは「新興国B」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 > アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号:03-3240-8660(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス:http://www.abglobal.co.jp

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国株式	原則として、計算日前日の外国の金融商品取引所の終値で評価します。

- ・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日(平成17年8月17日)から平成36年8月28日までです。

ただし、委託会社が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。また、下記「(5)その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、第1計算期間から第8計算期間までは毎年9月1日(第1計算期間は信託契約締結日)から翌年8月31日まで、第9計算期間以降は原則として毎年8月29日から翌年8月28日までとします。 なお、第9計算期間は平成25年9月3日から平成26年8月28日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に該当するときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

# (5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a.次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)します。
  - (イ) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - (ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更 d.」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。
  - (八) 受託会社がその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。
- b.次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
  - (イ) Aコース、Bコースの受益権口数の合計が30億口を下回ったとき。

(ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める とき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

#### c . 信託終了の手続き

- (イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記b.の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を 監督官庁に届出ます。
- (口) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載 した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (八) 上記(口)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を 述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。
- (二) 上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超え るときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 上記(八)および(二)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合 であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には 適用しません。

#### 信託約款の変更

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託 会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨お よびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようと する旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受 益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、 原則として、公告を行いません。
- c . 上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ るべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。
- d . 上記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると きは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受 益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

e . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたが います。

#### 異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対し て異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請 求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「 ファンドの償還条件等 c . 信託終了の手続き」 信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

### 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

# 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14 条第1項に定める運用報告書)および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運 用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。これにより委託会社は運用報告書を交 付したものとみなされます。

なお、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には交付します。

ホームページアドレス: http://www.abglobal.co.jp

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に 関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改等

a . 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

- b. 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約
  - (イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。
  - (ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、 投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。
  - (八) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の 規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができま す。

# 4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、 収益分配金が販売会社に交付されます。

a. 一般コースにより取得している場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日までの日)から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b . 自動けいぞく投資コースにより取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記 の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利 を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信

託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記 の支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき は、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して、1口単位または委託会社の指定する販売会社が委託会社の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとします。ただし、受益者は、ニューヨーク証券取引所の休業日に当たるときは、一部解約の実行の請求をすることはできません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求 に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数 の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記 載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社において、受益者 に支払います。

#### (4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または 謄写を請求する権利を有します。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期(平成27年8月29日から平成28年8月29日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 1【財務諸表】

### 【アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)】

### (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(十四・门)
	第10期 (平成27年 8月28日現在)	第11期 (平成28年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	77,771	37,855
親投資信託受益証券	557,166,016	589,863,542
派生商品評価勘定	16,959,682	1,294,716
未収入金	14,940,000	12,500,000
流動資産合計	589,143,469	603,696,113
資産合計	589,143,469	603,696,113
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,543,921	476,276
未払収益分配金	7,221,223	6,768,250
未払解約金	439,780	-
未払受託者報酬	300,280	235,494
未払委託者報酬	6,005,579	4,709,780
その他未払費用	187,614	141,871
流動負債合計	15,698,397	12,331,671
負債合計	15,698,397	12,331,671
純資産の部		
元本等		
元本	481,414,923	451,216,697
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	92,030,149	140,147,745
(分配準備積立金)	108,508,914	87,181,299
元本等合計	573,445,072	591,364,442
純資産合計	573,445,072	591,364,442
負債純資産合計	589,143,469	603,696,113

### (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(半位・口)
	第10期 (自 平成26年 8月29日 至 平成27年 8月28日)	第11期 (自 平成27年 8月29日 至 平成28年 8月29日)
営業収益		
受取利息	1,082	320
有価証券売買等損益	4,765,100	10,858,893
為替差損益 -	126,900,731	81,677,217
営業収益合計	122,134,549	70,818,644
営業費用		
支払利息	-	2,532
受託者報酬	641,880	470,991
委託者報酬	12,837,390	9,419,626
その他費用	512,523	275,337
営業費用合計	13,991,793	10,168,486
営業利益又は営業損失()	136,126,342	60,650,158
経常利益又は経常損失()	136,126,342	60,650,158
当期純利益又は当期純損失( )	136,126,342	60,650,158
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	6,931,579	431,487
期首剰余金又は期首欠損金()	255,114,285	92,030,149
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,765,790	7,323,033
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	18,765,790	7,323,033
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,433,940	12,655,858
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	45,433,940	12,655,858
分配金	7,221,223	6,768,250
期末剰余金又は期末欠損金()	92,030,149	140,147,745
-		

### (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

_		
		第11期
	項目	(自 平成27年 8月29日
		至 平成28年 8月29日)
1.	運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券
		基準価額で評価しております。
		  (2)外国為替予約取引
		計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 .	収益及び費用の計上基準	(1)有価証券売買等損益
		約定日基準で計上しております。
		(2)為替差損益
		約定日基準で計上しております。
3 .	その他	│ │ 当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成27年8月29日から平成28年8
		月29日までとなっております。

### (貸借対照表に関する注記)

			_		
	第10期			第11期	
	(平成27年 8月28日現在)			(平成28年 8月29日現在)	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1 .	計算期間の末日における受益権の総数	
		481,414,923□			451,216,697□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	純資産の額	2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	純資産の額
	1口当たり純資産額	1.1912円		1口当たり純資産額	1.3106円
	(10,000口当たり純資産額	11,912円)		(10,000口当たり純資産額	13,106円)

- 円

### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期	第11期
(自 平成26年 8月29日	(自 平成27年 8月29日
至 平成27年 8月28日)	至 平成28年 8月29日)

│1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を │1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中か ら支弁している額

委託するために要する費用として委託者報酬の中か ら支弁している額

- 円

#### 2. 分配金の計算過程

平成26年8月29日から平成27年8月28日まで 計算期末における分配対象金額222,655,778円 (10,000 口当たり4,625円)のうち、7,221,223円 (10,000口当たり150円)を分配金額としておりま す。

項目	
費用控除後の配当等収益額	А
	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有	В
価証券売買等損益額	- 円
収益調整金額	С
	106,925,641円
分配準備積立金額	D
	115,730,137円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D
	222,655,778円
当ファンドの期末残存口数	F
	481,414,923□
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000
	4,625円
10,000口当たりの分配額	Н
	150円
収益分配金金額	I=F × H/10,000
	7,221,223円

#### 2. 分配金の計算過程

平成27年8月29日から平成28年8月29日まで 計算期末における分配対象金額201,920,830円 (10,000 口当たり4,475円)のうち、6,768,250円 (10,000口当たり150円)を分配金額としておりま

項目	
費用控除後の配当等収益額	А
	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有	В
価証券売買等損益額	- 円
収益調整金額	С
	107,971,281円
分配準備積立金額	D
	93,949,549円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D
	201,920,830円
当ファンドの期末残存口数	F
	451,216,697□
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000
	4,475円
10,000口当たりの分配額	Н
	150円
収益分配金金額	I=F×H/10,000
	6,768,250円

### (金融商品に関する注記)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

第10期	第11期
(自 平成26年 8月29日	(自 平成27年 8月29日
至 平成27年 8月28日)	至 平成28年 8月29日)
(1)金融商品に対する取組方針	(1)金融商品に対する取組方針
当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第	同左
2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する	
「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して	
投資として運用することを目的としております。	

(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

バティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務で|バティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務で あります。

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリ 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリ あります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注) 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注 らされております。

記)2.売買目的有価証券」に記載しております。これらは記)2.売買目的有価証券」に記載しております。これらは 株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場 |動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさ|リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされておりま

クの低減を目的として、為替予約取引を利用しております。

クの低減を目的として、為替予約取引を利用しております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

(3)金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であ同左 るクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプラ イアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び |流動性リスクの管理を行っております。

クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の 基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかを チェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦 |略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行い **ます。** 

リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、 その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況を チェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘 |柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致してい るかについては運用管理部がモニターしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価同左 |格がない場合には合理的に算定された価額が含まれておりま す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用して いるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な ることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデ リバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元 本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの 大きさを示すものではありません。

### 2.金融商品の時価等に関する事項

第10期 第11期 (平成27年 8月28日現在) (平成28年 8月29日現在)

(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額

(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価同左 しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。

(2)時価の算定方法

(2)時価の算定方法 親投資信託受益証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載し同左 ております。

派生商品評価勘定

親投資信託受益証券

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、「(その他の注記)3.デ<u>同左</u> |リバティブ取引等関係」に記載しております。

EDINET提出書類

アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価 同左 と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。

### (関連当事者との取引に関する注記)

第10期	第11期
(自 平成26年 8月29日	(自 平成27年 8月29日
至 平成27年 8月28日)	至 平成28年 8月29日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一	同左
般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていない	
ため、該当事項はありません。	

#### (重要な後発事象に関する注記)

_	(里安な技元事家に関する圧止)
	第11期
	(自 平成27年 8月29日
l	至 平成28年 8月29日)
I	該当事項はありません。

### (その他の注記)

#### 1. 元本の移動

第10期		第11期	
(平成27年 8月28日現在)		(平成28年 8月29日現在)	
期首元本額	532,577,949円	期首元本額	481,414,923円
期中追加設定元本額	44,464,712円	期中追加設定元本額	35,971,199円
期中一部解約元本額	95,627,738円	期中一部解約元本額	66,169,425円

### 2. 売買目的有価証券

(単位:円)

	第10期	第11期
種類	(平成27年 8月28日現在)	(平成28年 8月29日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	18,763,741	9,139,886
合計	18,763,741	9,139,886

### 3. デリバティブ取引等関係

第10期(平成27年8月28日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	買建	108,124,948	-	107,173,500	951,448
	米ドル	108,124,948	-	107,173,500	951,448
	売建	646,595,829	-	630,228,620	16,367,209
	米ドル	646,595,829	-	630,228,620	16,367,209
	合計	754,720,777	-	737,402,120	15,415,761

### 第11期(平成28年 8月29日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	買建	24,103,920	-	24,424,800	320,880
	米ドル	24,103,920	-	24,424,800	320,880
	売建	598,925,514	-	598,427,954	497,560
	米ドル	598,925,514	-	598,427,954	497,560
	合計	623,029,434	-	622,852,754	818,440

### (注1)時価の算定方法

#### 為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該 日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている 対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- (注2)上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

### (4)【附属明細表】

第1.有価証券明細表

(1)株式 (平成28年 8月29日現在)

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券 (平成28年 8月29日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益	日本円	アライアンス・バーンスタイン・新	329,975,130	589,863,542	
証券		興国成長株マザーファンド			
	小計	銘柄数:1	329,975,130	589,863,542	
		組入時価比率:99.7%		100.0%	
	合計			589,863,542	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

# 【アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)】(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第10期 (平成27年 8月28日現在)	第11期 (平成28年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	30,502,670	87,365
親投資信託受益証券	6,867,152,624	5,848,905,310
未収入金	215,780,000	108,050,000
未収利息	8	-
流動資産合計	7,113,435,302	5,957,042,675
資産合計	7,113,435,302	5,957,042,675
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	117,810,576	53,153,320
未払解約金	17,020,494	559,491
未払受託者報酬	3,644,067	2,485,662
未払委託者報酬	72,881,276	49,713,181
その他未払費用	2,108,770	1,303,996
流動負債合計	213,465,183	107,215,650
負債合計	213,465,183	107,215,650
純資産の部		
元本等		
元本	4,908,774,036	4,429,443,404
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,991,196,083	1,420,383,621
(分配準備積立金)	1,240,759,866	1,027,162,414
元本等合計	6,899,970,119	5,849,827,025
純資産合計	6,899,970,119	5,849,827,025
負債純資産合計	7,113,435,302	5,957,042,675

### (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		• • • • • • •
	第10期 (自 平成26年 8月29日 至 平成27年 8月28日)	第11期 (自 平成27年 8月29日 至 平成28年 8月29日)
受取利息	5,236	2,416
有価証券売買等損益	78,382,895	234,664,667
営業収益合計	78,377,659	234,662,251
営業費用		
支払利息	-	129
受託者報酬	7,568,063	5,340,418
委託者報酬	151,361,220	106,808,274
その他費用	4,152,455	2,625,666
営業費用合計	163,081,738	114,774,487
営業利益又は営業損失()	241,459,397	349,436,738
経常利益又は経常損失()	241,459,397	349,436,738
当期純利益又は当期純損失( )	241,459,397	349,436,738
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	151,116,947	33,278,546
期首剰余金又は期首欠損金()	2,851,432,121	1,991,196,083
剰余金増加額又は欠損金減少額	292,090,422	61,554,509
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	292,090,422	61,554,509
剰余金減少額又は欠損金増加額	641,939,540	263,055,459
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	641,939,540	263,055,459
分配金	117,810,576	53,153,320
期末剰余金又は期末欠損金()	1,991,196,083	1,420,383,621

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第11期
	項目	(自 平成27年 8月29日
		至 平成28年 8月29日)
1.	運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券
		基準価額で評価しております。
2 .	収益及び費用の計上基準	(1)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 .	その他	   当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成27年8月29日から平成28年8  月29日までとなっております。

### (貸借対照表に関する注記)

	第10期			第11期	
	(平成27年 8月28日現在)			(平成28年 8月29日現在	E)
1.	計算期間の末日における受益権の総数	!	1.	計算期間の末日における受益権の総	8数
		4,908,774,036□			4,429,443,404□
2 .	計算期間の末日における1単位当たり(	の純資産の額	2.	計算期間の末日における1単位当た	りの純資産の額
	1口当たり純資産額	1.4056円		1口当たり純資産額	1.3207円
	(10,000口当たり純資産額	14,056円)		(10,000口当たり純資産額	13,207円)

### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

費用控除後の配当等収益額

有価証券売買等損益額

収益調整金額

分配準備積立金額

費用控除後・繰越欠損金補填後の

当ファンドの分配対象収益額

	第10期			第11期	
	(自 平成26年 8月29日			(自 平成27年 8月29日	∃
	至 平成27年 8月28日	∃)		至 平成28年 8月29日	∃)
1.	信託財産の運用の指図に係る権限	の全部又は一部を	1 .	信託財産の運用の指図に係る権限	の全部又は一部を
	委託するために要する費用として	委託者報酬の中か		委託するために要する費用として	委託者報酬の中か
	ら支弁している額			ら支弁している額	
		- 円			- 円
2 .	分配金の計算過程		2 .	分配金の計算過程	
	平成26年8月29日から平成27年8月28日まで			平成27年8月29日から平成28年8月	29日まで
	計算期末における分配対象金額2,541,633,272円			計算期末における分配対象金額	湏2,187,141,335円
	(10,000口当たり5,177円)のうち、117,810,576円			(10,000日当たり4,937円)のう	ち、53,153,320円
	(10,000口当たり240円)を分配金額としておりま			(10,000口当たり120円)を分配部	金額としておりま
	す。			<del>す</del> 。	
	項目			項目	

- 円

1,183,062,830円

1,358,570,442円

E=A+B+C+D 2,541,633,272円

項目	
費用控除後の配当等収益額	A
	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の	В
有価証券売買等損益額	- 円
収益調整金額	C
	1,106,825,601円
分配準備積立金額	D
	1,080,315,734円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D
	2,187,141,335円

アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480)

	·
当ファンドの期末残存口数	F
	4,908,774,036□
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000
	5,177円
10,000口当たりの分配額	Н
	240円
収益分配金金額	I=F × H/10,000
	117,810,576円

	<u> </u>
当ファンドの期末残存口数	F
	4,429,443,404□
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000
	4,937円
10,000口当たりの分配額	Н
	120円
収益分配金金額	I=F×H/10,000
	53,153,320円

#### (金融商品に関する注記)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

第10期	第11期
(自 平成26年 8月29日	(自 平成27年 8月29日
至 平成27年 8月28日)	至 平成28年 8月29日)

|( 1 ) 金融商品に対する取組方針

(1)金融商品に対する取組方針

当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第同左 2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する 「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して |投資として運用することを目的としております。

(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー |ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

記)2.売買目的有価証券」に記載しております。これらは記)2.売買目的有価証券」に記載しております。これらは 株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変<mark>|株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場</mark> |動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさ|リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされておりま らされております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であ同左 るクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプラ

イアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び |流動性リスクの管理を行っております。

クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の 基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかを チェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦 略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行い ます。

リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、 その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況を チェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘 柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致してい るかについては運用管理部がモニターしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価同左 格がない場合には合理的に算定された価額が含まれておりま す。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用して いるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な ることもあります。

|(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注) 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注)

(3)金融商品に係るリスク管理体制

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

### 2.金融商品の時価等に関する事項

第10期	第11期
(平成27年 8月28日現在)	(平成28年 8月29日現在)
(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額	(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価	同左
しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
$ \kappa$ .	
(2)時価の算定方法	(2)時価の算定方法
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載し	同左
ております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価	同左
と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま	
d.	

### (関連当事者との取引に関する注記)

<u> </u>	
第10期	第11期
(自 平成26年 8月29日	(自 平成27年 8月29日
至 平成27年 8月28日)	至 平成28年 8月29日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一	同左
般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていない	
ため、該当事項はありません。	

### (重要な後発事象に関する注記)

(主文の区元学家に関うした記)	
第11期	
(自 平成27年 8月29日	
至 平成28年 8月29日)	
該当事項はありません。	

### (その他の注記)

### 1.元本の移動

1 1 70 7 0 7 1 2 2 1			
第10期			第11期
(平成27年 8月28日現在)		(平成28:	年 8月29日現在)
期首元本額	5,643,248,183円	期首元本額	4,908,774,036円
期中追加設定元本額	531,139,828円	期中追加設定元本額	169,692,578円
期中一部解約元本額	1,265,613,975円	期中一部解約元本額	649,023,210円

### 2 . 売買目的有価証券

(単位:円)

	第10期	第11期
種類	(平成27年 8月28日現在) (平成28年 8月29日現在	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	216,443,207	190,099,240
合計	216,443,207	190,099,240

### 3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1.有価証券明細表

(1)株式 (平成28年 8月29日現在)

該当事項はありません。

### (2)株式以外の有価証券 (平成28年 8月29日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益	日本円	アライアンス・バーンスタイン・新	3,271,931,814	5,848,905,310	
証券		興国成長株マザーファンド			
	小計	銘柄数:1	3,271,931,814	5,848,905,310	
		組入時価比率:100.0%		100.0%	
	合計			5,848,905,310	

<sup>(</sup>注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

#### (参考)

「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)」及び「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)」は「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1.「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド」の状況以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

#### 貸借対照表

(単位:円)

対象年月日	(平成28年 8月29日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	236,524,750
コール・ローン	6,357,964
株式	7,771,414,555
派生商品評価勘定	242,276
未収入金	131,855,871
未収配当金	4,847,381
流動資産合計	8,151,242,797
資産合計	8,151,242,797
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,996,183
未払金	101,475,858
未払解約金	130,510,000
未払利息	16
流動負債合計	233,982,057
負債合計	233,982,057
純資産の部	
元本等	
元本	4,428,877,627
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,488,383,113
元本等合計	7,917,260,740
純資産合計	7,917,260,740
負債純資産合計	8,151,242,797

### 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		(自 平成27年 8月29日
	· 共日	至 平成28年 8月29日)
1.	運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式
		原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算
		日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
		( 2 )外国為替予約取引
		計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.	外貨建資産・負債の本邦通貨への	 
	換算基準	算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.	収益及び費用の計上基準	( 1 ) 受取配当金
		マルーー
		を計上しております。
		(2)有価証券売買等損益
		(2) 有個証分元員寺摂益 約定日基準で計上しております。
		がた口季午で可工してのけより。
		(3)為替差損益
		約定日基準で計上しております。

### (その他の注記)

	(平成28年 8月29日現在)	
1.	元本の移動	
	期首	平成27年 8月29日
	期首元本額	5,249,747,987円
	平成27年8月29日より平成28年8月29日までの期中追加設定元本額	272,860,773円
	平成27年8月29日より平成28年8月29日までの期中一部解約元本額	1,093,731,133円
	期末元本額	4,428,877,627円
	期末元本額の内訳 *	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信B(為替ヘッジなし)VA(適格機関投	5,687,547円
	資家専用)	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 A コース ( 為替ヘッジあり )	329,975,130円
	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース ( 為替ヘッジなし )	3,271,931,814円
	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 C コース毎月決算型(為替ヘッジあり)	21,596,210円
	予想分配金提示型	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 Dコース毎月決算型 ( 為替ヘッジなし )	799,686,926円
	予想分配金提示型	
2 .	平成28年8月29日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	1.7876円
	(10,000口当たり純資産額)	(17,876円)

(注1)\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

### 附属明細表

第1.有価証券明細表

(1)株式 (平成28年 8月29日現在)

### アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

通貨		株式数	評価額		備考
坦貝	<u>ያ</u> ስ በሃ	が工い数	単価	金額	MB '5
米ドル	LUKOIL PJSC-SPON ADR	21,889	46.76	1,023,529.64	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR	11,420	111.20	1,269,904.00	
	GRASIM INDUSTRIES-REG S GDR	15,152	67.63	1,024,729.76	5
	51JOB INC-ADR	11,702	33.36	390,378.72	
	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	22,129	40.43	894,675.47	
	CTRIP.COM INTERNATIONAL-ADR	22,910	47.44	1,086,850.40	
	LENTA LTD-REG S	195,440	7.93	1,549,839.20	
	X5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	50,120	26.65	1,335,698.00	
	CREDICORP LTD	11,310	157.00	1,775,670.00	
	SBERBANK-SPONSORED ADR	134,719	9.32	1,256,658.83	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-ADR	43,566	95.06	4,141,383.96	
小計	銘柄数:11			15,749,317.98 (1,604,068,036)	
	  組入時価比率:20.3%			20.6%	i
ブラジルレアル	KROTON EDUCACIONAL SA	88,400	14.03	1,240,252.00	┢
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	69,600	35.73	2,486,808.00	-
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	127,600	28.71	3,663,396.00	$\vdash$
	CIELO SA	122,100	33.00	4,029,300.00	-
小計	銘柄数:4	122,100	00.00	11,419,756.00	-
J - H I	#1173X · 7			(356,296,387)	1
	  組入時価比率:4.5%			4.6%	i
 チリペソ	PARQUE ARAUCO S.A.	295,728	1,499.50	443,444,136.00	
小計				443,444,136.00	
				(67,625,230)	
	組入時価比率:0.9%			0.9%	
コロンビアペソ	CEMEX LATAM HOLDINGS SA	83,773	13,340.00	1,117,531,820.00	
	BANCO DAVIVIENDA SA Pfd	133,281	28,740.00	3,830,495,940.00	
小計	銘柄数:2			4,948,027,760.00	
				(174,170,577)	
	組入時価比率:2.2%			2.2%	
英ポンド	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	12,430	48.10	597,883.00	
	UNILEVER PLC	16,730	35.69	597,093.70	
小計	銘柄数:2			1,194,976.70	ł
				(159,613,037)	
	組入時価比率:2.0%			2.1%	-
香港ドル	CNOOC LTD	1,253,000	9.62	12,053,860.00	$\vdash$
	BOC AVIATION LTD	115,700	38.10	4,408,170.00	-
	NAGACORP LTD	378,000	5.52	2,086,560.00	
	IMAX CHINA HOLDING INC	139,300	43.45	6,052,585.00	-
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	2,379,000	5.77	13,726,830.00	-
	IND & COMM BANK OF CHINA-H	2,373,000	4.94	11,722,620.00	
	AIA GROUP LTD	363,600	48.40	17,598,240.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	108,600	27.95	3,035,370.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	96,300	200.40	19,298,520.00	
小計	銘柄数:9			89,982,755.00	
				(1,181,473,573)	
	組入時価比率:14.9%			15.2%	

				<u> </u>
シンガポールドル	FIRST RESOURCES LTD	555,600	1.82	1,011,192.00
	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES L	256,000	1.85	474,880.00
小計	銘柄数:2			1,486,072.00
				(111,187,907)
	組入時価比率:1.4%			1.4%
マレーシアリンギット	7-ELEVEN MALAYSIA HOLDINGS B	379,281	1.50	568,921.50
小計	銘柄数:1			568,921.50
				(14,342,511)
	組入時価比率:0.2%			0.2%
タイバーツ	CP ALL PCL-FOREIGN	900,800	62.25	56,074,800.00
	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	86,500	199.50	17,256,750.00
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	51,600	198.00	10,216,800.00
小計	銘柄数:3			83,548,350.00
				(246,467,632)
	組入時価比率:3.1%			3.2%
フィリピンペソ	SM INVESTMENTS CORP	59,110	690.00	40,785,900.00
	PREMIUM LEISURE CORP	21,201,400	0.87	18,445,218.00
	AYALA LAND INC	1,633,700	38.70	63,224,190.00
	SM PRIME HOLDINGS INC	784,700	29.00	22,756,300.00
小計	銘柄数:4			145,211,608.00
				(319,465,537)
	組入時価比率:4.0%			4.1%
インドネシアルピア	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	873,000	3,040.00	2,653,920,000.00
	BANK MANDIRI PERSERO TBK	1,889,500	11,400.00	21,540,300,000.00
	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	2,812,900	5,825.00	16,385,142,500.00
小計	銘柄数:3			40,579,362,500.00
				(312,461,091)
	組入時価比率:3.9%			4.0%
韓国ウォン	CUCKOO ELECTRONICS CO LTD	820	143,000.00	117,260,000.00
	AMOREPACIFIC CORP	4,550	381,000.00	1,733,550,000.00
	AMOREPACIFIC GROUP	3,534	148,500.00	524,799,000.00
	LG HOUSEHOLD HEALTH CARE	1,080	946,000.00	1,021,680,000.00
	NAVER CORPORATION	2,950	805,000.00	2,374,750,000.00
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	2,636	1,612,000.00	4,249,232,000.00
	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	1,160	1,324,000.00	1,535,840,000.00
小計				11,557,111,000.00
				(1,047,074,256)
	組入時価比率:13.2%			13.5%
新台湾ドル	GINKO INTERNATIONAL CO LTD	20,000	314.00	6,280,000.00
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	771,821	177.00	136,612,317.00
小計				142,892,317.00
				(460,113,260)
	組入時価比率:5.8%			5.9%
インドルピー	IRB INFRASTRUCTURE DEVELOPER	361,160	233.05	84,168,338.00
	TITAN CO. LTD.	105,791	405.75	42,924,698.25
	ITC LTD	264,030	253.80	67,010,814.00
	AUROBINDO PHARMA LTD	31,780		25,104,611.00
	BIOCON LTD	30,452	892.45	27,176,887.40
	SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	185,249		139,909,307.25
	TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	8,520		13,764,060.00
	TOUNTENT THANWAGEOTTOALS LID	0,320	1,010.00	13,704,000.00

			有	<u>[仙証券届出書(内国投</u>	資信託
	AXIS BANK LTD	78,180	586.40	45,844,752.00	
	HDFC BANK LIMITED	85,180	1,530.00	130,325,400.00	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	122,835	1,366.35	167,835,602.25	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	118,270	778.75	92,102,762.50	
	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	2,734	2,524.95	6,903,213.30	
小計				843,070,445.95	
				(1,289,897,782)	
	組入時価比率:16.3%			16.6%	
南アフリカランド	NASPERS LTD-N SHS	20,724	2,387.00	49,468,188.00	
小計				49,468,188.00	
				(351,718,816)	
	組入時価比率:4.4%			4.5%	
アラブディルハム	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	424,310	6.40	2,715,584.00	
小計				2,715,584.00	
				(75,438,923)	
	組入時価比率:1.0%			1.0%	
合 計				7,771,414,555	
				(7,771,414,555)	

- (注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- (2)株式以外の有価証券 (平成28年 8月29日現在)該当事項はありません。

### 第2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 (平成28年8月29日現在)

(単位:円)

					(112:13)
区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	買建	35,378,004	-	35,619,315	241,311
	米ドル	19,694,000	-	19,843,648	149,648
	コロンビアペソ	15,684,004	-	15,775,667	91,663
	売建	176,996,312	-	178,991,530	1,995,218
	米ドル	157,302,312	-	159,182,004	1,879,692
	英ポンド	17,859,392	-	17,960,247	100,855
	マレーシアリンギット	1,834,608	-	1,849,279	14,671
	合計	212,374,316	-	214,610,845	1,753,907

### (注1)時価の算定方法

#### 為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該 日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている 対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- (注2)上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

#### 2【ファンドの現況】

#### 【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 A コ - ス ( 為替ヘッジあり )

平成28年 9月30日現在

資産総額	618,127,365 円
負債総額	2,712,491 円
純資産総額( - )	615,414,874 円
発行済口数	458,448,541 □
1口当たり純資産額( / )	1.3424 円

#### アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 B コース ( 為替ヘッジなし )

平成28年 9月30日現在

資産総額	5,953,722,911 円
負債総額	11,920,886 円
純資産総額( - )	5,941,802,025 円
発行済口数	4,418,867,874 🛘
1口当たり純資産額( / )	1.3446 円

#### (参考)アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド

平成28年 9月30日現在

資産総額	8,042,782,175 円
負債総額	126,098,015 円
純資産総額( - )	7,916,684,160 円
発行済口数	4,342,454,635 □
1口当たり純資産額( / )	1.8231 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。

## (3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求 を行わないものとします。

### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の 減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するもの とします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座

を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会 社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

#### (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### (1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。(平成28年9月末現在)

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

#### (2) 委託会社の機構

#### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長および取締役社長を各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を 各若干名選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

#### 投資決定のプロセス

#### a . 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

#### b.信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記 a . の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用を除きます。) は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託することがあります。

#### c . コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成28年9月末現在次のとおりです(ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。)。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	105本	2,666,242百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	2本	17,152百万円
単位型公社債投資信託	-	•
合計	107本	2,683,394百万円

純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

### 3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)の財務諸表について、PwCあらた監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

## (1)【貸借対照表】

期別		第19期	第20期
#/ // // · ·	注記	第19期 (平成27年3月31日現在)	第20期 (平成28年3月31日現在)
  科   目	番号	金額	金額
		<u> </u>	<u> </u>
(資産の部)   流動資産		一一一	十四
1		2 004 007	4 777 047
預金		3,084,997	4,777,947
前払費用		71,911	74,784
未収入金	*1	2,923,941	3,311,209
未収委託者報酬		574,326	643,994
未収運用受託報酬		1,342,168	499,449
未収投資助言報酬		92,123	98,745
繰延税金資産		206,343	171,676
その他		2,847	1,772
流動資産合計		8,298,657	9,579,576
固定資産			
有形固定資産			
建物	*2	334,181	248,196
器具備品	*2	81,658	53,530
有形固定資産合計		415,839	301,726
無形固定資産			
電話加入権		2,204	2,204
ソフトウェア	*3	590	173
無形固定資産合計		2,794	2,377
投資その他の資産			
投資有価証券		757,235	27,952
長期差入保証金		362,999	336,958
長期前払費用		15,600	9,750
繰延税金資産		374,805	441,290
投資その他の資産合計		1,510,638	815,950
固定資産合計		1,929,271	1,120,053
資 産 合 計		10,227,927	10,699,629
(負債の部) 流動負債			
預り金 未払金		32,147	33,308
未払手数料		102,778	185,698
未払委託計算費		7,446	7,781
その他未払金		193,156	146,368
未払費用		223,772	170,988
未払法人税等		309,323	261,905
賞与引当金		200,656	142,895
流動負債合計		1,069,278	948,943
固定負債			
退職給付引当金		376,253	373,966
固定負債合計		376,253	373,966
負 債 合 計		1,445,531	1,322,909
(純資産の部) 株 主 資 本 資本金 利益剰余金		130,000	130,000
その他利益剰余金		0 507 445	0 240 444
繰越利益剰余金		8,507,445	9,248,141
利益剰余金合計		8,507,445	9,248,141
株主資本合計	<b> </b>	8,637,445	9,378,141

	-	日叫此为旧山首(四田汉)
評 価 ・ 換 算 差 額 等		
その他有価証券評価差額金	144,952	1,421
評価・換算差額等合計	144,952	1,421
純 資 産 合 計	8,782,397	9,376,720
負債・純資産合計	10,227,927	10,699,629

## (2)【損益計算書】

期別		第19期	
ן ניו נוּה	注記	(自平成26年4月 1日	(自平成27年4月 1日
	番号	至平成27年3月31日)	至平成28年3月31日)
  科 目	田つ	金額	金額
TT H		千円	
営業収益		113	113
委託者報酬		2,784,861	4,618,131
運用受託報酬		2,920,925	2,019,465
投資助言報酬		197,791	190,779
その他営業収益	*1	1,081,165	1,133,940
営業収益計		6,984,742	7,962,315
営業経費			
支払手数料		714,763	1,683,921
広告宣伝費		53,396	64,623
公告費		772	772
調査費			
調査費		93,736	111,362
図書費		1,562	1,506
委託計算費		350,945	380,761
営業雑経費			
通信費		39,554	40,078
印刷費		27,564	26,539
協会費		10,208	14,286
諸会費		1,671	753
営業経費計		1,294,172	2,324,601
一般管理費 給料			
1 役員報酬		271,963	250, 462
投資報酬		1,556,340	259,163 1,580,566
賞与		372,554	401,017
交際費		12,806	11,106
旅費交通費		110,081	87,409
租税公課		39,777	53,745
不動産賃借料		532,144	530,483
退職給付費用		95,701	106,586
退職金		1,495	119,074
固定資産減価償却費		151,495	141,094
賞与引当金繰入		200,656	142,895
関係会社付替費用		553,475	598,094
諸経費		430,339	440,488
一般管理費計		4,328,825	4,471,720
営業利益		1,361,745	1,165,994
営業外収益			
受取配当金		3,764	3,466
為替差益		-	311
その他営業外収益		1,248	1,553
営業外収益計		5,012	5,330
営業外費用			
為替差損		613	-

			11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
営業外費用計		613	-
経常利益		1,366,143	1,171,324
特別利益			
投資有価証券売却益		1,224	137,272
特別利益計		1,224	137,272
特別損失			
固定資産除却損	*2	-	686
特別損失計		-	686
税引前当期純利益		1,367,368	1,307,910
法人税、住民税及び事業税		550,237	529,121
法人税等調整額		91,416	38,093
法人税等計		641,653	567,214
当期純利益		725,715	740,696

### (3)【株主資本等変動計算書】

第19期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

千円

							l I J
		株芸	主資本	評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金	利益剰余金	株主資本	その他	評価・換算	
		その他利益	合計	合計	有価証券	差額等	
		剰余金			評価差額金	合計	
		繰越利益					
		剰余金					
当期首残高	130,000	7,781,730	7,781,730	7,911,730	27,138	27,138	7,938,869
当期変動額							
当期純利益	-	725,715	725,715	725,715	-	-	725,715
株主資本以外の	-	-	-	-	117,813	117,813	117,813
項目の当期変動							
額(純額)							
当期変動額合計	-	725,715	725,715	725,715	117,813	117,813	843,528
当期末残高	130,000	8,507,445	8,507,445	8,637,445	144,952	144,952	8,782,397

第20期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

千円

		株主	主資本	評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金	利益剰余金	株主資本	その他	評価・換算	
		その他利益	合計	合計	有価証券	差額等	
		剰余金			評価差額金	合計	
		繰越利益					
		剰余金					
当期首残高	130,000	8,507,445	8,507,445	8,637,445	144,952	144,952	8,782,397
当期変動額							
当期純利益	-	740,696	740,696	740,696	-	•	740,696
株主資本以外の	-	-	-	-	146,373	146,373	146,373
項目の当期変動							
額(純額)							
当期変動額合計	-	740,696	740,696	740,696	146,373	146,373	594,324
当期末残高	130,000	9,248,141	9,248,141	9,378,141	1,421	1,421	9,376,720

### 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 (時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

### (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 6~10年

器具備品 3 ~ 10年

#### (2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

#### (3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3 引当金の計上基準

#### (1)賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき事業年度に見合う分を計上しております。

#### (2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

#### 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

#### 注記事項

#### (貸借対昭表関係)

<u>( 負借对照表関係)</u>				
第19期		第20期		
(平成27年3月31	日 現在)	(平成28年3	3月31日 現在)	
*1 各科目に含まれている関係会	会社に対するものは以下	*1 各科目に含まれている	関係会社に対するものは以下	
のとおりであります。		のとおりであります。		
未収入金	2,918,188 千円	未収入金	3,308,079 千円	
*2 有形固定資産の減価償却累請	†額は以下のとおりであ	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであ		
ります。		ります。		
建物	568,294 千円	建物	652,488 千円	
器具備品	290,202 千円	器具備品	319,985 千円	
*3 無形固定資産の償却累計額に	は以下のとおりでありま	*3 無形固定資産の償却累	計額は以下のとおりでありま	
す。		す。		
ソフトウェア	10,337 千円	ソフトウェア	10,754 千円	

#### (損益計算書関係)

第19期	第20期		
(自平成26年4月 1日	(自平成27年4月 1日		
至平成27年3月31日)	至平成28年3月31日)		
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。		
その他営業収益 1,070,446 千円	その他営業収益 1,126,110 千円		
	*2 固定資産除却損の内容は、以下のとおりであります。		

#### (株主資本等変動計算書関係)

第19期
(自平成26年4月 1日
至平成.27年3月31日)

#### 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

			第20期			
(自平成27年4月 1日						
			至平成28年3月31日	)		
発行済株式に関する事項						
当事業年度期首 当事業年度増加 当事業年度減少 当事業年度 株式の種類 はまかばらくは はまかばらくは はまかばらくは としま はまかばらくは としまかん はまかばらくは としょう はまかばらくし						
	1小工(リング主義)	株式数(株)	株式数(株)			
	普通株式	2,600	_	_	2,600	

#### (リース取引関係)

(ソーク取りほか)				
第19期		第20期		
(自平成26年4月 1	日	(自	平成27年4月 1日	
至平成27年3月31	日)	至	平成28年3月31日)	
オペレーティング・リース取引(借	主側)	オペレーティング・リ	ース取引(借主側)	
オペレーティング・リース取引の	うち解約不能のもの	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの		
に係る未経過リース料		に係る未経過リース料		
1 年内	507,805 千円	1 年内	507,805 千円	
1 年超	1,354,147 千円	1 年超	846,342 千円	
合計	1,861,953 千円	合計	1,354,147 千円	

### (資産除去債務関係)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了 時に原 状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

#### (金融商品関係)

第19期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未払手数料はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

#### (2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

#### (3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第19期(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	3,084,997	3,084,997	-
未収入金	2,923,941	2,923,941	-
未収委託者報酬	574,326	574,326	-
未収運用受託報酬	1,342,168	1,342,168	-
未収投資助言報酬	92,123	92,123	-
投資有価証券	757,235	757,235	-
資産計	8,774,790	8,774,790	•
未払手数料	102,778	102,778	•
負債計	102,778	102,778	•

#### (注1)金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

#### (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
預金	3,084,997	-	-	-	-	-
未収入金	2,923,941	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	574,326	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,342,168	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	92,123	-	-	-	-	-
合計	8,017,555	1	-	-	•	-

第20期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未払手数料はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

#### (2)金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権である

ため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期 日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

#### (3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第20期(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	4,777,947	4,777,947	
未収入金	3,311,209	3,311,209	-
未収委託者報酬	643,994	643,994	-
未収運用受託報酬	499,449	499,449	-
未収投資助言報酬	98,745	98,745	-
投資有価証券	27,952	27,952	-
資産計	9,359,296	9,359,296	•
未払手数料	185,698	185,698	
負債計	185,698	185,698	-

#### (注1)金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料 これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額に よっております。

#### (2)投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

#### (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
預金	4,777,947	-	-	-	-	-
未収入金	3,311,209	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	643,994	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	499,449	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	98,745	-	-	-	-	-
合計	9,331,344	-	-	-	-	-

#### (有価証券関係)

第19期(平成27年3月31日現在)

1. その他有価証券 (単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(1)株式	-		-
	(2)債券			
  貸借対照表計上額が取	国債・地方債等	-	-	-
貫恒対照表訂工額が取	社債	-	-	-
侍原側を起んるもの	その他	-	-	-
	(3)その他	757,235	542,999	214,236
	小計	757,235	542,999	214,236
	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を招きないまの	社債	-	-	-
得原価を超えないもの	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	•		-

合計 757,235 542,999 214,236					
		757,235	542,999	214.236	1

### 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:千円) 売却額 売却益の合計額 売却損の合計額 (1)株式 (2)債券 国債・地方債等 社債 その他 (3)その他 21,224 1,224 合計 21,224 1,224

第20期(平成28年3月31日現在)

1. その他有価証券 (単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
  貸借対照表計上額が取	国債・地方債等	-	-	-
得原価を超えるもの	社債	-	-	-
侍原側を起んるもの	その他	-	-	-
	(3)その他	10,187	10,000	187
	小計	10,187	10,000	187
	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
  貸借対照表計上額が取	国債・地方債等	-	-	-
得原価を超えないもの	社債	-	-	-
特別側を超んないもの	その他	-	-	-
	(3)その他	17,765	20,000	2,235
	小計	•		-
台	計	27,952	30,000	2,048

#### 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) (単位:千円)

(1E)					
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額		
(1)株式	-	1	-		
(2)債券					
国債・地方債等	-	-	-		
社債	-	-	-		
その他	-	-	-		
(3)その他	660,058	137,272	-		
合計	660,058	137,272	-		

### (退職給付関係)

第19期		第20期		
(自 平成26年4月 1日		(自 平成27年4月 1日		
至 平成27年3月31日	∃)	至 平成28年3月31日	∃)	
1.採用している退職金制度の概要		1.採用している退職金制度の概要		
当社は確定拠出年金制度と退職一時	金制度を設けてお	当社は確定拠出年金制度と退職一時	金制度を設けてお	
ります。退職一時金制度では、退職給	i付として、給与と	ります。退職一時金制度では、退職給	付として、給与と	
勤務時間に基づいた一時金を支給して	おり、簡便法によ	勤務時間に基づいた一時金を支給して	おり、簡便法によ	
り退職給付引当金及び退職給付費用	を計算しておりま	り退職給付引当金及び退職給付費用	を計算しておりま	
す。		す。		
2.確定給付制度		2.確定給付制度		
(1)退職給付引当金の期首残高と期末死	浅高の調整表	(1)退職給付引当金の期首残高と期末死	浅高の調整表	
期首における退職給付引当金	330,722 千円	期首における退職給付引当金	376,253 千円	
退職給付費用	67,390 千円	退職給付費用	76,559 千円	
退職給付の支払額	21,858 千円	退職給付の支払額	78,846 千円	
期末における退職給付引当金	376,253 千円	期末における退職給付引当金	373,966 千円	

	_			业务庙出書 (
	(2)退職給付債務及び年金資産と貸借業 た前払年金費用及び退職給付引当金の 積立型制度の退職給付債務 年金資産		(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対 た前払年金費用及び退職給付引当金の 積立型制度の退職給付債務 年金資産	
	非積立型制度の退職給付債務 貸借対照表に計上された負債と資	376,253 千円	│ │ 非積立型制度の退職給付債務 │ 貸借対照表に計上された負債と資	373,966 千円
	産の純額 退職給付引当金	376,253 千円	産の純額	373,966 千円 373,966 千円
	貸借対照表に計上された負債と資 産の純額	376,253 千円	・・・・・・・・・・・・・ -   貸借対昭表に計上された負債と資	373,966 千円
	(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用	67,390 千円	(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用	76,559 千円
	3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、 りました。	28,312千円であ	3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、 りました。	30,028千円であ
- 1				

(税効果会計関係)				
第19期		第20期		
(平成27年3月31日現在)		(平成28年3月31日現在)		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の		
内訳		内訳		
繰延税金資産	千円	繰延税金資産	千円	
流動資産		流動資産		
未払事業税否認	19,686	未払事業税否認	19,083	
未払費用否認	60,898	未払費用否認	63,987	
繰延賞与否認	71,842	繰延賞与否認	52,607	
賞与引当金損金算入限度超過額	52,038	賞与引当金損金算入限度超過額	33,843	
貯蔵品	1,880	貯蔵品	2,155	
固定資産 減価償却超過額 退職給付引当金損金算入限度超過額 未払費用否認 繰延買与否認	180,924 121,680 12,903 69,531	固定資産 減価償却超過額 退職給付引当金損金算入限度超過額 未払費用否認 繰延賞与否認	196,593 121,980 7,747 58,824	
親会社株式報酬制度負担額	58,875	親会社株式報酬制度負担額	55,744	
原状回復費用否認	57,175	原状回復費用否認	61,775	
操延税金資産小計 	707,432	その他有価証券評価差額金	628	
評価性引当額	57,000	繰延税金資産小計	674,966	
繰延税金資産計	650,432	評価性引当額	62,000	
		繰延税金資産計	612,966	
繰延税金負債				
固定負債				
その他有価証券評価差額金	69,284			
繰延税金負債計	69,284			
- 繰延税金資産の純額	581,148			
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人		  2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人	税等の負担率	
との差異の原因となった主要な項目別の内		との差異の原因となった主要な項目別の内		
法定実効税率	35.6%	法定実効税率	33.1%	
(調整)		(調整)		
交際費・役員賞与等永久に損金に算入 されない項目	6.1	交際費・役員賞与等永久に損金に算入 されない項目	6.3	

税率変更による期末繰延税金資産の 減額修正	4.9
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.9 %

びままましょうかものながら次立るば	
税率変更による期末繰延税金資産の減	3.1
額修正	3.1
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.4 %

# 負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律 第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平┃第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」 成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平 (平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布さ 成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等 の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実 効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する 事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1% に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が 見込まれる一時差異については、32.3%となります。

なお、この税率変更により繰延税金資産の金額(繰延し、30.6%となります。 税金負債の金額を控除した金額)は59,896千円減少し、 法人税等調整額が66,966千円、その他有価証券評価差額 金が7,070千円、それぞれ増加しております。

### 3.法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金 3.法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金 負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律 ┃れ、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人 税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに |伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する │法定実効税率は従来の33.1%から平成28年4月1日及び 平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる 一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始 する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について

なお、この税率変更により繰延税金資産の金額(繰延 税金負債の金額を控除した金額)は40,732千円減少し、 法人税等調整額が40,697千円増加し、その他有価証券評 価差額金が35千円減少しております。

#### (関連当事者情報)

第19期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

#### **到**会社及7/洋人士更株士等

370 22 12	<b>祝女任及び囚穴工女仆工</b> 号									
種類	会社等の名称	住所	資本金又 は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
	アライアンス・ バ – ン ス タ イ	アメリカ合衆国	4,218,018		(被所有)	当社設定・運用商品の	その他 営業収益	1,070,446		2,918,188
	ン・エル・ピー	ニューヨーク市	千米ドル	問業	間接100.0	運用を 再委託	諸経費の 支払	553,475		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

- (注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
  - 2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等 上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク(非上場) アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(非上場) アクサ (ユーロネクスト証券取引所に上場)

第20期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

### 1. 関連当事者との取引

#### 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又 は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
	アライアンス・バーンスタイ	アメリカ合衆国	4,169,627	投資顧	(被所有)	当社設定・ 運用商品の	その他 営業収益	1,126,110		3,308,079
親会社	ン・エル・ピー	ニューヨーク所	千米ドル	問業	間接100.0	運用を 再委託	諸経費の 支払	598,094		3,308,079

<sup>(</sup>注)1.上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

#### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク(非上場)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(非上場)

アクサ (ユーロネクスト証券取引所に上場)

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第19期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への 売上高	2,784,861	2,920,925	197,791	1,081,165	6,984,742

#### 2. 地域ごとの情報

(1)売上高 (単位:千円)

	日本	米国	合計
I	5,914,297	1,070,446	6,984,742

(注)売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

	*** **		_	_	
-	单位	•	_	ш	١
•	ᆍᄣ		- 1		,

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・ エル・ピー	1,070,446	投信投資顧問業

#### 第20期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への 売上高	4,618,131	2,019,465	190,779	1,133,940	7,962,315

#### 2. 地域ごとの情報

(1)売上高 (単位:千円)

日本	米国	合計	
6,836,205	1,126,110	7,962,315	

<sup>(</sup>注)売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・ エル・ピー	1,126,110	投信投資顧問業

#### (1株当たり情報)

		大田田の田田田 (下3日)	
	第19期	第20期	
項目	(自平成26年4月 1日	(自平成27年4月 1日	
	至平成27年3月31日)	至平成28年3月31日)	
1株当たり純資産額	3,377,844 円 82 銭	3,606,430 円 81 銭	
1株当たり当期純利益	279,121 円 04 銭	284,883 円 21 銭	
		なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。	

### (注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第19期	第20期	
項目	(自平成26年4月 1日	(自平成27年4月 1日	
	至平成27年3月31日)	至平成28年3月31日)	
当期純利益 (千円)	725,715	740,696	
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	
普通株式に係る当期純利益(千円)	725,715	740,696	
期中平均株式数(株)	2,600	2,600	

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称:三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額:324,279百万円(平成28年3月末現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託

業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称:日本マスタートラスト信託銀行株式会社 資 本 金:10,000百万円(平成28年3月末現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託

業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

(平成28年3月末現在)   (平成28年3月末現在)   (平成28年3月末現在)   (平成28年3月末現在)   (平成28年3月末現在)   (平成28年3月末現在)
---

アライアンス・バーンスタイン株式会社(E12480)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

野村證券株式会社	- /	金融商品取引法に定め
髙木証券株式会社	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	る第一種金融商品取引
楽天証券株式会社	7,495百万円	業を営んでいます。

<sup>\*</sup>野村證券株式会社の資本金は、平成28年9月末現在の額です。

### (3) 投資顧問会社(Aコースおよびマザーファンドの投資顧問会社)

名 称	資本金の額 (平成27年12月末現在)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・ エル・ピー	* (約4,861億円) 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=120.61円(平成27年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	
アライアンス・バーンスタイン・ リミテッド	19百万英ポンド(約34億円) 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド=178.78円 (平成27年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の 対顧客電信売買相場の仲値)によります。	投資運用業務を
アライアンス・バーンスタイン・ オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル(約8億円) オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オースト ラリアドル=87.92円(平成27年12月30日の株式会社 三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)に よります。	営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・ 香港・リミテッド	80百万香港ドル(約12億円) 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル=15.56円 (平成27年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の 対顧客電信売買相場の仲値)によります。	

<sup>\*</sup>出資者に帰属するパートナー資本を記載しています。

#### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

### (2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分 配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

#### (3) 投資顧問会社の業務

Aコースおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する権限の 委託契約に基づき、信託財産の運用の指図の一部(国内余剰金の運用の指図を除きます。)を行います。

### 3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは委託会社の全株を保有し、同社および、アライアン ス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライア ンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社 です。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に、ロゴ・マークや図案等を採用することがあります。
- (2) 目論見書の別称として、「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。また、ファンドの名称について略称を追加記載する場合があります。
- (3) 目論見書に、届出書の記載内容を説明する図表等を記載することがあります。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (5) 交付目論見書表紙に以下の内容を記載します。

使用開始日等の日付 投資信託の財産は信託法により分別管理される旨 金融商品取引業にかかる登録番号等の委託会社情報 詳細な情報の入手方法

(6) 請求目論見書表紙裏に以下の内容を記載します。

投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨 登録金融機関で投資信託を購入した場合は、投資者保護基金の支払いの対象にならない旨 投資信託は金融商品等に投資するため、投資元本は保証されない旨 投資信託の収益や投資利回り等は未確定であり、ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は全て受 益者に帰属する旨

- (7) 請求目論見書に信託約款を掲載します。
- (8) 交付目論見書に記載する運用実績は、適宜更新することがあります。

### 独立監査人の監査報告書

平成28年6月16日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会御中

### PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日を もって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別 途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

### 独立監査人の監査報告書

平成.28年10月31日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)の平成27年8月29日から平成28年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース(為替ヘッジあり)の平成28年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

### 独立監査人の監査報告書

平成28年10月31日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)の平成27年8月29日から平成28年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース(為替ヘッジなし)の平成28年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。